

表 43 浮遊粒子状物質測定結果

(令和元年度)

測定局区分	市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	1時間 値の最高 値	日平均値 の2%除 外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 数
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(日)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(日)
一般環境 大気測定局	青森市	堤小学校	364	8,736	0.009	0	0	0.074	0.027	○	0
		甲田小学校	364	8,747	0.014	0	0	0.077	0.030	○	0
		新城中央小学校	363	8,724	0.016	0	0	0.078	0.040	○	0
		大栄小学校	363	8,726	0.018	0	0	0.100	0.037	○	0
	弘前市	第一中学校	362	8,705	0.009	0	0	0.177	0.030	○	0
	八戸市	八戸小学校	363	8,727	0.010	0	0	0.117	0.030	○	0
		八戸特別地域 気象観測所	363	8,723	0.010	0	0	0.122	0.029	○	0
		根岸小学校	362	8,728	0.011	0	0	0.105	0.036	○	0
		桔梗野小学校	364	8,737	0.011	0	0	0.103	0.038	○	0
	黒石市	スポカライン黒石	362	8,694	0.008	1	0	0.211	0.025	○	0
	五所川原市	五所川原第三中学校	363	8,723	0.014	2	0	0.228	0.039	○	0
	十和田市	三本木中学校	363	8,729	0.015	0	0	0.070	0.033	○	0
	三沢市	岡三沢町内会館	345	8,293	0.01	0	0	0.086	0.029	○	0
むつ市	苔生小学校	364	8,737	0.009	0	0	0.137	0.029	○	0	
六ヶ所村	尾駁小学校	363	8,737	0.012	0	0	0.064	0.029	○	0	
ガス自動車 測定排出局	青森市	橋本小学校	364	8,745	0.010	0	0	0.054	0.024	○	0
	弘前市	文京小学校	364	8,736	0.010	0	0	0.155	0.030	○	0
	八戸市	六日町	364	8,740	0.012	0	0	0.100	0.038	○	0

(注)「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当に入っている日数分については除外しない。

資料：県環境保全課

表 44 非メタン炭化水素測定結果

(令和元年度)

測定局区分	市町村	測定局	測定時間	年平均値	6～9 時にお ける年 平均値	6～9 時測定 日数	6～9 時 3時間 平均 値		6～9 時の 3時間 平均 値が 0.20ppmC を超 えた日 数と その割 合	6～9 時の 3時間 平均 値が 0.31ppmC を超 えた日 数と その割 合		
							最高値	最低値				
			(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
一般環境 大気測定局	青森市	栄大 小 学 校	8,598	0.18	0.18	365	0.31	0.06	80	21.9	0	0.0
	八戸市	戸小 学 校	8,507	0.27	0.28	354	0.51	0.19	350	98.9	51	14.4
	六ヶ所村	尾駁 小 学 校	8,657	0.05	0.06	363	0.22	0.02	1	0.3	0	0.0
ガス自動車 測定排出局	青森市	橋本 小 学 校	8,702	0.11	0.12	366	0.41	0.00	43	11.7	11	3.0
	弘前市	文京 小 学 校	8,604	0.05	0.06	361	0.19	0.00	0	0.0	0	0.0
	八戸市	六日 町	8,682	0.14	0.10	365	0.35	0.01	13	3.6	1	0.3

資料：県環境保全課

表 45 メタン及び全炭化水素測定結果

(令和元年度)

測定局区分	市町村	測定局	メタン						全炭化水素					
			測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時測定日数 (日)	6～9時平均値		測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における年平均値 (ppmC)	6～9時測定日数 (日)	6～9時平均値	
							最高値	最低値					最高値	最低値
							(ppmC)	(ppmC)					(ppmC)	(ppmC)
大気一般環境測定局	青森市	栄小学校	8,598	1.95	1.96	365	2.12	1.83	8,598	2.13	2.14	365	2.42	1.99
	八戸市	戸小学校	8,507	1.96	1.96	354	2.29	1.76	8,507	2.23	2.24	354	2.66	2.05
	六ヶ所村	尾駸小学校	8,657	1.93	1.94	363	2.04	1.81	8,657	1.99	2.00	363	2.17	1.86
自動車排出ガス測定局	青森市	橋本小学校	8,702	1.99	1.99	366	2.08	1.88	8,702	2.10	2.11	366	2.49	1.92
	弘前市	文京小学校	8,604	1.96	1.97	361	2.12	1.82	8,604	2.01	2.03	361	2.29	1.84
	八戸市	六日町	8,682	1.97	1.97	365	2.27	1.80	8,682	2.11	2.07	365	2.44	1.92

資料：県環境保全課

表 46 微小粒子状物質測定結果

(令和元年度)

測定局区分	市町村	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数の割合
			(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)
一般環境大気測定局	青森市	甲田小学校	342	10.2	22.7	0	0.0
	八戸市	根岸小学校	288	9.5	24.8	0	0.0
	五所川原市	五所川原第三中学校	272	8.8	30.0	5	1.8
自動車排出ガス測定局	弘前市	文京小学校	359	8.3	25.2	1	0.3
	八戸市	六日町	310	9.0	21.8	0	0.0

資料：県環境保全課

表 47 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

(令和元年度)

測定対象物質	測定値<年平均値>					環境基準(指針値 ^{*4})<年平均値>	単位
	一般環境			発生源周辺	沿道		
	堤小学校局 ^{*1}	第一中学校局	八戸小学校局 ^{*2}	根岸小学校局 ^{*3}	橋本小学校局 ^{*1}		
ベンゼン	0.58	0.61	0.64	—	0.56	3以下	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
トリクロロエチレン	0.028	0.017	0.012	—	—	130以下	
テトラクロロエチレン	0.033	0.014	0.022	—	—	200以下	
ジクロロメタン	0.31	0.50	1.7	—	—	150以下	
アクリロニトリル	0.022	0.008	0.020	0.010	—	(2以下)	
塩化ビニルモノマー	0.024	0.004	0.005	—	—	(10以下)	
クロホルム	0.21	0.13	0.16	0.21	—	(18以下)	
1,2-ジクロロエタン	0.10	0.097	0.11	—	—	(1.6以下)	
1,3-ブタジエン	0.052	0.084	0.045	—	0.052	(2.5以下)	
酸化エチレン	0.049	0.065	0.059	—	—	—	
アセトアルデヒド	1.3	1.5	1.1	—	0.57	—	
ホルムアルデヒド	1.2	2.3	1.6	—	0.43	—	
塩化メチル	1.1	1.5	1.3	—	—	—	
トルエン	1.4	1.6	1.6	—	1.2	—	
ベンゾ[a]ピレン	0.026	0.096	0.13	—	0.024	—	
ニッケル化合物	1.0	1.4	20	8.0	—	(25以下)	
ベリリウム及びその化合物	0.0093	0.030	0.022	—	—	—	
マンガン及びその化合物	9.2	20	40	36	—	(140以下)	
クロム及びその化合物	1.4	1.6	23	9.9	—	—	
ヒ素及びその化合物	0.81	2.2	2.1	2.9	—	(6以下)	
水銀及びその化合物	1.5	1.3	2.2	—	—	(40以下)	

(注) 単位 μg (マイクログラム) = 100万分の1グラムのこと。(10⁻⁶g)
 ng (ナノグラム) = 10億分の1グラムのこと。(10⁻⁹g)

*1 堤小学校局及び橋本小学校局における調査は、青森市が実施。

*2 八戸小学校局における調査は、八戸市が実施。

*3 根岸小学校局における調査は、環境省が実施。

*4 大気の汚染に係る指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものである。

資料：県環境保全課

表 48 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数

(令和2年3月31日現在)

区分 市町村名		大気汚染防止法				青森県公害防止条例			
		ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設	
		施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数
市	1 青森市	412	205	132	28	655 (269)	370 (150)	152	31 (11)
	2 弘前市	300	148	99	14	247 (124)	141 (61)	80	14 (5)
	3 八戸市	558	245	519	43	446 (231)	238 (103)	361	42 (12)
	4 黒石市	55	29	98	4	50 (30)	26 (11)	99	4 (1)
	5 五所川原市	101	52	9	7	92 (37)	61 (35)	17	9 (5)
	6 十和田市	159	77	22	8	141 (77)	77 (28)	27	12 (8)
	7 三沢市	143	58	4	3	110 (67)	51 (19)	8	4 (2)
	8 むつ市	138	66	16	11	157 (87)	86 (44)	25	10 (3)
	9 つがる市	61	35	21	19	55 (35)	33 (10)	24	11 (5)
	10 平川市	45	30	6	4	42 (19)	31 (17)	24	2 (2)
小計		1,972	945	926	141	1,995 (976)	1,114 (478)	817	139 (54)
東津軽郡	11 平内町	28	17	50	1	36 (16)	21 (11)	28	2 (1)
	12 今別町	2	1	0	0	7 (2)	5 (4)	0	0 (0)
	13 蓬田村	5	5	0	0	4 (2)	3 (1)	0	0 (0)
	14 外ヶ浜町	24	15	1	1	23 (15)	14 (5)	1	1 (1)
小計		59	38	51	2	70 (35)	43 (21)	29	3 (2)
西津軽郡	15 鱒ヶ沢町	27	17	8	3	21 (13)	14 (5)	13	4 (2)
	16 深浦町	16	12	30	3	18 (6)	12 (6)	25	2 (0)
小計		43	29	38	6	39 (19)	26 (11)	38	6 (2)
中津軽郡	17 西目屋村	11	6	38	2	7 (5)	6 (3)	9	2 (0)
小計		11	6	38	2	7 (5)	6 (3)	9	2 (0)
南津軽郡	18 藤崎町	33	21	4	2	30 (15)	15 (2)	7	2 (1)
	19 大鰐町	34	19	18	1	14 (10)	9 (5)	24	2 (1)
	20 田舎館村	9	6	1	1	13 (7)	8 (3)	0	0 (0)
小計		76	46	23	4	57 (32)	32 (10)	31	4 (2)
北津軽郡	21 板柳町	15	8	1	1	13 (8)	7 (3)	3	1 (0)
	22 鶴田町	9	6	2	2	16 (7)	9 (4)	6	3 (0)
	23 中泊町	23	11	1	1	12 (6)	7 (4)	4	0 (0)
小計		47	25	4	4	41 (21)	23 (11)	13	4 (0)
上北郡	24 野辺地町	41	21	5	2	23 (14)	12 (3)	10	3 (1)
	25 七戸町	62	28	28	6	42 (17)	26 (12)	25	3 (1)
	26 六戸町	20	15	8	5	48 (8)	19 (9)	39	7 (5)
	27 横浜町	13	7	15	2	16 (9)	7 (1)	20	4 (2)
	28 東北町	39	19	4	3	35 (16)	17 (9)	10	5 (3)
	29 六ヶ所村	95	34	50	13	68 (32)	37 (13)	33	8 (3)
30 おいらせ町	54	26	1	1	52 (29)	22 (8)	2	1 (0)	
小計		324	150	111	32	284 (125)	140 (55)	139	31 (15)
下北郡	31 大間町	15	9	16	5	21 (12)	13 (6)	5	3 (0)
	32 東通村	19	10	107	8	17 (15)	10 (2)	36	4 (0)
	33 風間浦村	1	1	0	0	7 (1)	5 (4)	0	0 (0)
	34 佐井村	5	4	0	0	5 (4)	4 (1)	2	1 (1)
小計		40	24	123	13	50 (32)	32 (13)	43	8 (1)
三戸郡	35 三戸町	19	11	4	2	22 (9)	15 (9)	14	3 (2)
	36 五戸町	48	29	10	7	57 (26)	38 (17)	29	5 (2)
	37 田子町	11	8	11	2	20 (7)	14 (7)	18	3 (1)
	38 南部町	32	18	0	0	37 (20)	26 (11)	2	1 (1)
	39 階上町	14	7	1	1	18 (8)	11 (6)	5	2 (1)
40 新郷村	2	2	0	0	3 (0)	2 (1)	0	0 (0)	
小計		126	75	26	12	157 (70)	106 (51)	68	14 (7)
計		2,698	1,338	1,340	216	2,700 (1,315)	1,522 (653)	1,187	211 (83)

(注) 1 粉じん発生施設は、一般粉じん発生施設のみで、県内に特定粉じん発生施設はない。

2 県条例対象施設のみを設置する工場事業場数は、()書とした。

3 ばい煙関係施設のうち、法と条例の両方の対象となる施設(小型ボイラー)の数は、()書とした。

資料：県環境保全課

表 49 電気事業法等に基づく施設設置状況

(令和2年3月31日現在)

区分 市町村名	電気事業法						ガス事業法			鉱山保安法				
	ばい煙発生施設			一般粉じん発生施設			ばい煙発生施設			一般粉じん発生施設				
	ボイラー	廃棄物 焼却炉	ディーゼル発電機	ガ ス タービン	ガス機関	鉱物の堆積場	ベルトコンベア	ボイラー	ディーゼル発電機	乾燥炉	鉱物の堆積場	ベルトコンベア	破碎機・ 摩砕機	ふるい
青森市	0(0)	0	121(92)	27(25)	4(2)	0(0)	0(0)	3(1)	0(0)	0(0)	1(1)	1(7)	1(3)	1(1)
弘前市	0(0)	0	38(26)	12(10)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
八戸市	10(5)	0	95(51)	24(20)	2(2)	1(1)	4(1)	4(2)	4(1)	1(1)	3(1)	2(1)	1(1)	5(1)
黒石市	0(0)	0	3(3)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
五所川原市	0(0)	0	15(9)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
十和田市	0(0)	0	15(11)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
三沢市	0(0)	0	21(13)	4(4)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
むつ市	0(0)	0	27(17)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
つがる市	0(0)	0	5(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
平川市	1(1)	0	7(7)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
平内町	0(0)	0	4(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
今別町	0(0)	0	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
蓬田町	0(0)	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
外ヶ浜町	0(0)	0	1(1)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
鱒ヶ沢町	0(0)	0	3(3)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
深浦町	0(0)	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
西目屋村	0(0)	0	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
藤崎町	0(0)	0	4(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
大鰐町	0(0)	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
田舎館村	0(0)	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
板柳町	0(0)	0	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
鶴田町	0(0)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
中泊町	0(0)	0	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
野辺地町	0(0)	0	4(4)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
七戸町	0(0)	0	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
六戸町	0(0)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
横浜町	0(0)	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
東北町	0(0)	0	4(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
六ヶ所村	0(0)	0	27(14)	3(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
おいらせ町	0(0)	0	3(3)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
大間町	2(1)	0	4(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
東通村	2(1)	0	13(7)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(1)	101(1)	7(1)	17(1)
風間浦村	0(0)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
佐井村	0(0)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
三戸町	0(0)	0	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
五戸町	0(0)	0	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
田子町	0(0)	0	2(2)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
南部町	0(0)	0	4(4)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
階上町	0(0)	0	4(3)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
新郷村	0(0)	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
計	15(8)	0	437(293)	85(75)	7(5)	1(1)	4(1)	7(3)	4(1)	1(1)	9(4)	104(9)	9(5)	23(3)

(注) ()内は、工場・事業場数である。

資料：県環境保全課

表 50 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数

(令和元年度)

区分		項目	設置届出 (施設)	使用届出 (施設)	変更届出 (施設)	氏名変更 (工場・事業場)	廃止届出 (施設)	承継届 (工場・事業場)	計	
大気汚染 防止法	ばい煙発生施設	県	37	0	5	78	79	6	205	
		青森市	6	0	1	20	17	2	46	
		八戸市	12	0	11	21	18	2	64	
		小計	55	0	17	119	114	10	315	
	一般粉じん発生施設	県	9	0	4	10	13	2	38	
		青森市	0	0	0	1	3	1	5	
		八戸市	7	0	10	10	22	0	49	
		小計	16	0	14	21	38	3	92	
	水銀排出施設	県	0	0	3	0	0	0	3	
		青森市	0	0	0	0	0	0	0	
		八戸市	0	0	1	1	1	0	3	
		小計	0	0	4	1	1	0	6	
青森県 公害防止 条例	ばい煙関係施設	県	68 (32)	0 (0)	1 (1)	83 (44)	78 (45)	6 (1)	236	
		青森市	16 (6)	0 (0)	3 (1)	37 (20)	27 (17)	5 (2)	88	
		八戸市	7 (4)	0 (0)	3 (3)	16 (13)	6 (5)	2 (2)	34	
		小計	91 (64)	0 (0)	7 (3)	136 (56)	111 (43)	13 (0)	358	
	粉じん関係施設	県	7	0	0	7	13	0	27	
		青森市	0	0	0	2	2	1	5	
		八戸市	4	0	4	9	29	0	46	
		小計	11	0	4	18	44	1	78	
	計			173	0	46	295	308	27	849

(注) 1 県公害防止条例に基づく工場・事業場数のうち、法と条例の両方の対象となる工場・事業場数は、() 書とした。

2 ばい煙関係施設のうち、法と条例の両方の対象となる施設(小型ボイラー)の数は、() 書とした。

資料：県環境保全課

表51 発生源監視測定局項目一覧表

(令和2年3月31日現在)

測定局名	対象施設名及び 施設数	測定項目					
		二酸化 硫黄	窒素 酸化物	酸素 濃度	発電量	排出 ガス量	燃料 使用量
東北電力(株)八戸火力発電所	ガスタービン(1)		1	1	1	1	1
大平洋金属(株)八戸製造所	煨焼炉(3)	3				3	
	ディーゼル機関(2)	2	2	2		2	2
三菱製紙(株)八戸工場	ボイラー(7)	7	7	7		7	6
八戸セメント(株)	セメント焼成炉(1)	1	1	1		1	
八戸製錬(株)八戸製錬所	焼結炉(1)	1				1	

(注) () は施設数

資料：県環境保全課

7 悪 臭

表52 特定悪臭物質の臭気強度別濃度

(単位：ppm)

臭気強度	1	2	2.5	3	3.5	4	5
特定悪臭物質							
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2×10
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルパレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソパレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 ³
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 ²
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 ²	7×10 ²
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

資料：県環境保全課

表53 発生源別悪臭苦情件数

発生源区分	焼却 (施設)	産業用 機械作動	産業排水	流出・ 漏洩	工事・ 建設作業	飲食店 営業	移動 (自動車 運行)	廃棄物 投棄	家庭生 活(機器)	家庭生 活(ペット)	家庭生 活(その他)	焼却 (野焼き)	自然系	その他	不明	合計
件数	3	7	8	14	0	4	1	2	0	0	5	2	0	8	6	60

注1 近隣住宅の空調・音響等機器によるもの

注2 近隣住宅の浄化槽、生活排水、話し声、自動車の空ぶかし等によるもの

資料：公害等調整委員会事務局「平成30年度公害苦情調査」より県環境政策課作成

表54 悪臭規制地域の指定状況

(令和2年3月31日現在)

年月日	指 定 市 町 村 名
昭和48年3月1日	大鰐町、東北町、大間町、(平賀町)、六戸町、三戸町、田子町、(福地村)、(碓ヶ関村)、階上町、(森田村)
昭和48年12月22日	鱒ヶ沢町、鶴田町、(浪岡町)、(百石町)、横浜町、田舎館村
昭和52年4月28日	(下田町)
昭和55年3月27日	(名川町)
昭和59年3月3日	(常盤村)、(金木町)
平成2年3月22日	(木造町)
平成3年3月29日	(大畑町)、野辺地町、(蟹田町)、(十和田湖町)、(天間林村)、六ヶ所村、(倉石村)
平成4年3月30日	平内町、深浦町、(中里町)、七戸町、(上北町)、蓬田村、(南郷村)
平成5年3月29日	(岩木町)、板柳町、五戸町、(柏村)、(車力村)、(市浦村)、風間浦村
平成6年3月18日	今別町、藤崎町、(尾上町)、(川内町)、(相馬村)、東通村
平成8年4月1日	(平館村)
平成17年3月31日 ※	八戸市
平成18年10月1日 ※	青森市
平成24年4月1日 ※	弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、つがる市、平川市
平成24年4月2日 ※	三沢市
規制地域が 指定されて いる市町村	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町
合計	37市町村(10市22町5村)

※各市が悪臭規制地域を指定。(最初の指定は県が昭和48年3月1日に指定。)

(注) () は市町村合併に伴い名称変更。

資料：県環境保全課

表55 悪臭規制基準

1 青森県及び9市

(昭和48年3月1日青森県告示第121号)
 (平成24年4月1日弘前市告示第121号)
 (平成17年3月31日八戸市告示第108号)
 (平成24年4月1日黒石市告示第68号)
 (平成24年4月1日五所川原市告示第32号)
 (平成24年4月1日十和田市告示第152号)
 (平成24年4月2日三沢市告示第30号)
 (平成24年4月1日むつ市告示第48号)
 (平成24年4月1日つがる市告示第56号)
 (平成24年4月1日平川市告示第31号)

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(敷地境界)

表52 特定悪臭物質の臭気強度別濃度のうち臭気強度2.5に相当する濃度

(2) 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準(気体排出口)

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象となり、物質ごとに次の式により算出された量

$$q = 0.108 \times He^2 \times C_m$$

q : 流量(Nm³/時)

He : 補正された排出口の高さ(m)

C_m : 事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値(ppm)

ただし、Heが5m未満の場合、この式による規制基準は適用されない。

(3) 事業場の敷地外における規制基準(排水)

特定悪臭物質名	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

(注) Q : 排水量 (m³/s) (単位 : mg/L)

2 青森市

(平成24年4月1日青森市告示第102号)

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(敷地境界)

臭気指数10

(2) 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準(気体排出口)

事業場の敷地境界における規制基準臭気指数10を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第6条の2により算出される臭気排出強度若しくは臭気指数

(3) 事業場の敷地外における規制基準(排水)

臭気指数26

(青森市の臭気指数規制について)

臭気指数は、工場・事業場で採取した空気や水を無臭空気(水)で順次希釈し、嗅覚検査に合格した6名がそのにおいを順次かぎ、においのしなくなったときの希釈倍率(臭気濃度)から算出する。

$$\text{臭気指数} = 10 \times 10^g \quad (\text{臭気濃度})$$

表 56 飼養戸数、頭羽数(県計)の推移

(単位：戸、頭、千羽)

調査年月	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数
H13. 2	400	18,400	1,530	54,700	280	369,800	60	5,884	50	4,617
H14. 2	380	18,000	1,510	56,300	260	369,600	50	5,988	46	4,492
H15. 2	360	17,800	1,480	57,600	240	380,100	50	6,098	57	5,160
H16. 2	350	17,300	1,450	56,700	216	389,300	45	5,711	54	5,080
H17. 2	324	16,700	1,360	56,500	216	389,300	—	—	53	5,060
H18. 2	319	16,500	1,340	57,900	191	377,500	38	4,755	60	5,809
H19. 2	311	15,800	1,330	60,100	182	386,400	38	4,828	56	5,861
H20. 2	306	15,100	1,310	60,200	171	402,800	31	4,624	53	5,699
H21. 2	301	14,400	1,310	61,800	163	386,600	29	4,910	58	6,105
H22. 2	284	13,900	1,330	62,400	—	—	—	—	—	—
H23. 2	269	13,500	1,220	58,900	134	395,800	30	6,165	—	—
H24. 2	262	13,400	1,130	58,200	127	402,400	30	6,301	—	—
H25. 2	239	12,900	1,110	58,300	114	388,500	29	6,439	66	6,910
H26. 2	226	12,500	1,050	57,000	107	381,800	29	6,514	66	6,844
H27. 2	219	11,600	1,020	55,000	—	—	—	—	—	—
H28. 2	204	11,500	973	55,700	86	362,100	28	6,588	68	7,117
H29. 2	194	11,100	942	55,400	82	348,800	28	7,359	68	7,288
H30. 2	187	11,300	886	55,900	79	359,500	28	7,549	67	7,018
H31. 2	186	11,700	827	53,500	73	351,800	27	7,943	64	6,943
R 2. 2	172	11,800	824	53,700	—	—	—	—	—	—
一戸当たり 頭羽数 (R2. 2)	青森	68.6	青森	65.2	青森	—	青森	—	青森	—
	全国	93.9	全国	40.8	全国	—	全国	—	全国	—

(注)採卵鶏の戸数は1,000羽以上、ブロイラーの戸数は3,000羽以上の飼養者
資料：畜産統計

8 騒音・振動

表 57 自動車騒音常時監視結果

(令和元年度)

市名	路線名	測定年月日	車線数	評価区間延長(Km)	測定地点	測定地点の環境基準類型	測定結果 (dB)		評価対象戸数 [戸] a =b+c+d+e	昼間・夜間とも基準値以下の戸数 [戸]	昼間のみ基準値以下の戸数 [戸]	夜間のみ基準値以下の戸数 [戸]	昼間・夜間とも基準値超過の戸数 [戸]
							昼間	夜間		b ()は割合%	c ()は割合%	d ()は割合%	e ()は割合%
青森市	一般国道4号	11/5~11/6	6	1.7	堤町二丁目	C	72	67	384	338 (88)	0 (0)	4 (1)	42 (11)
"	県道鶴ヶ坂千刈線	11/5~11/6	2	1.1	石江江渡	A	69	64	120	120 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	一般国道103号	11/11~11/12	4	3.7	橋本三丁目	B	68	63	722	718 (99)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
"	県道青森環状野内線(安田)	11/7~11/8	2	1.5	安田近野	A	67	58	252	252 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	県道青森環状野内線(幸畑)	11/11~11/12	2	2.1	幸畑谷脇	B	69	63	115	113 (98)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
"	県道荒川青森停車場線	11/7~11/8	4	3.6	緑一丁目	B	70	62	606	603 (100)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
弘前市	一般国道7号-4	10/23	4	0.5	堅田二丁目4-6	C	64.3	58.2	36	36 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	弘前岳鱒ヶ沢線-2	10/24	4	0.7	松ヶ枝五丁目1-1	C	69.7	61.9	75	75 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	弘前岳鱒ヶ沢線-6	11/6	2	2.9	熊嶋字豊田1-2	-	67.5	59.7	207	206 (100)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
"	弘前岳鱒ヶ沢線-2	10/28	2	0.8	蔵主町14-1	B	66.3	57.9	187	187 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	久渡寺新寺町線	11/6	2	3.0	大開一丁目6-1	B	65.2	57.4	381	381 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	石川百田線	10/28	2	2.7	松森町83	B	65.3	58.5	640	640 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	撫牛子・和徳町線	10/30	4	2.9	萱町36-1	B	64.1	59.1	467	467 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
八戸市	陸奥市川停車場線	11/26~11/27	2	0.3	市川町字尻引堤沢	B	54	45	45	45 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	差波新井田線	11/27~11/28	2	0.8	新井田字中町	A	63	54	116	116 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	八戸階上線	11/27~11/28	2	4.4	小中野四丁目	C	65	58	1,124	1,124 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	一般国道340号	11/27~11/28	3	0.7	十八日町	C	65	57	130	130 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	一般国道454号	11/26~11/27	4	2.4	長苗代字元木	C	71	67	201	193 (96)	0 (0)	0 (0)	8 (4)
"	一般国道45号	12/10~12/11	6	1.3	青葉一丁目	B	68	63	178	178 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	白銀沼館環状線	11/26~11/27	4	1	御センター一丁目	C	67	62	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
黒石市	五所川原黒石線-1	11/26	2	1.9	境松2丁目67	A	63	52	268	268 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	浪岡北中野黒石線	11/26	2	0.9	青山81-1	A	63	53	114	114 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
五所川原市	一般国道339号(五所川原北バイパス)	11/12~11/13	4	0.2	幾世森51	A	56	48	39	39 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	妙堂崎五所川原線	11/12~11/13	2	0.4	蓮沼14	A	65	59	126	126 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	福山五所川原線	11/12~11/13	2	1.2	中央1丁目	B	64	57	118	118 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
十和田市	一般国道102号-1	11/19~11/20	2	1	稲生町19-9	C	63	55	213	213 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	十和田三戸線-1	11/14~11/15	2	0.8	稲生町6-39	C	64	55	101	101 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	三沢十和田線-1	11/14~11/15	2	0.6	三本木字下平157-5	-	64	55	163	163 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
三沢市	三沢野辺地線-2	10/28~10/29	2	0.8	大町1丁目5-28	B	67	60	147	147 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
"	三沢十和田線(旧道)-1	10/28~10/29	2	1.4	新町2丁目31-3772	B	66	55	212	212 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
むつ市	一般国道338号線	12/5	2	4.5	むつ市川守町23	A	61	54	593	593 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
むつ市	一般国道338号線	11/28	2	0.4	むつ市柳町4丁目6	B	57	46	56	56 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
むつ市	長坂大湊線	12/3	2	0.7	むつ市文京町31	A	58	52	98	98 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
むつ市	海老川新町線	11/28	2	1.1	むつ市海老川町2	B	62	53	173	173 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
むつ市	下北停車場線	12/3	2	1.4	むつ市中央2丁目19	B	63	53	76	76 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	35 路線			55.4					8,483	8,419 (99.2)	2 (0)	5 (0.1)	57 (0.7)

(注) 1 割合は四捨五入により表示しているため、合計が100%にならない場合がある。

2 測定は、各市が実施。

資料：県環境保全課

表 58 航空機騒音測定結果（青森空港）

(令和元年度)

No.	測定地点名	地域 類型	環境基準値 Lden (dB)	測定期間	測定結果 Lden (dB)	実施機関
1	青森市金沢地区	II	62	10 / 4 ~ 10 / 10	48	青森市
2	青森市高田地区 1	II	62	9 / 10 ~ 9 / 16	51	
3	青森市高田地区 2	II	62	10 / 22 ~ 10 / 28	45	
4	青森市小館地区	II	62	11 / 14 ~ 11 / 20	53	
5	青森市野沢地区	II	62	9 / 26 ~ 10 / 2	49	
6	青森市浪岡相沢地区	II	62	11 / 6 ~ 11 / 12	47	
7	青森市浪岡王余魚沢地区	II	62	10 / 12 ~ 10 / 18	44	

資料：表 58～表 62 県環境保全課

表 59 航空機騒音測定結果（八戸飛行場）

(令和元年度)

No.	測定地点名	地域 類型	環境基準値 Lden (dB)	測定期間	測定結果 Lden (dB)	実施機関
1	八戸市市川地区	I	57	10 / 17 ~ 10 / 30	48	八戸市
2	八戸市河原木地区	I	57	10 / 1 ~ 10 / 14	38	
3	八戸市尻内地区	II	62	11 / 21 ~ 12 / 4	38	

表 60 航空機騒音測定結果（三沢飛行場）

(令和元年度)

No.	測定地点名	地域 類型	環境基準値 Lden (dB)	測定期間	測定結果 Lden (dB)	実施機関
1	三沢市三沢地区	II	62	9 / 20 ~ 10 / 3	50	環境保健センター
2	六戸町小松ヶ丘地区	II	62	10 / 5 ~ 10 / 21 (10/12 ~ 10/14は欠測)	48	
3	東北町大浦地区	II	62	8 / 23 ~ 9 / 5	58	
4	東北町素柄邸地区	II	62	8 / 23 ~ 9 / 19 (8/30 ~ 9/12は欠測)	49	
5	六ヶ所村倉内地区	II	62	7 / 18 ~ 7 / 31	40	

表61 新幹線鉄道騒音測定結果（東北新幹線鉄道）

(令和元年度)

測定地点	区間	地域 類型	環境基準値 (dB)	測定日	測定結果 (dB)		実施機関
					25m地点	50m地点	
南部町壱渡	盛岡－八戸間	I	70	11/21	68	65	環境保健センター
八戸市上野		I	70	11/22	66	64	
八戸市長苗代		II	75	11/22	66	62	八戸市
おいらせ町西下川原	八戸－新青森間	I	70	11/8	72	69	
青森市野木		I	70	10/29	70	68	青森市
青森市金浜		I	70	10/16	69	67	
青森市三内		I	70	11/6	63	60	

(注) 25m地点、50m地点は近接軌道中心からの距離

表62 新幹線鉄道騒音測定結果（北海道新幹線鉄道）

(令和元年度)

測定地点	区間	地域 類型	環境基準値 (dB)	測定日	測定結果 (dB)		実施機関
					25m地点	50m地点	
青森市新城	新青森－新函館北斗間	II	75	10/4	67	66	青森市
青森市羽白		I	70	10/7	67	66	

(注) 25m地点、50m地点は近接軌道中心からの距離

表63 騒音に係る環境基準

(1) 一般環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

(単位:デシベル)

地域の類型	時間の区分	昼間	夜間	備考
AA		50以下	40以下	昼間:午前6時から午後10時まで 夜間:午後10時から翌日午前6時まで
A及びB		55以下	45以下	
C		60以下	50以下	

(注) 類型AA:指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域である。
 類型A:指定地域のうち低層住居専用地域、中高層住居専用地域である。
 類型B:住居地域、準住居地域である。
 類型C:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域である。

(2) 道路に面する地域の環境基準

(平成10年環境庁告示第64号)

(単位:デシベル)

地域の区分	時間の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65以下	60以下
幹線交通を担う道路に近接する空間(騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉ざして生活していると認められる個々の住居等の室内)		70以下 (45以下)	65以下 (40以下)

(3) 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第154号)

(単位:デシベル)

地域の類型	基準値
I	57以下
II	62以下

(注) 類型I:指定地域のうち、住居専用地域である。
 類型II:指定地域のうち、Iの地域、工業専用地域、河川区域、飛行場の敷地、防衛施設の敷地等を除いた地域である。

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年環境庁告示第46号)

(単位:デシベル)

地域の類型	基準値(Lden)
I	70以下
II	75以下

(注) 類型I:住居の用に供される地域である。
 類型II:I以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要のある地域である。

表64 騒音規制地域の指定状況

(令和2年3月31日現在)

地域名	指定年月日	(最初の指定年月日)
青森市	平成18年10月1日	(昭和47年3月2日)
弘前市	平成24年4月1日	(昭和47年3月2日)
八戸市	平成27年6月1日	(昭和47年3月2日)
黒石市	平成24年4月1日	(昭和47年3月2日)
五所川原市	平成24年4月1日	(昭和48年3月1日)
十和田市	平成24年4月1日	(昭和47年3月2日)
三沢市	平成24年4月2日	(昭和48年12月22日)
むつ市	平成27年4月21日	(昭和51年2月12日)

資料:表64~表66 県環境保全課

表65 振動規制地域の指定状況

(令和2年3月31日現在)

地域名	指定年月日	(最初の指定年月日)
青森市	平成18年10月1日	(昭和52年12月27日)
弘前市	平成24年4月1日	(昭和52年12月27日)
八戸市	平成27年6月1日	(昭和47年3月2日)
黒石市	平成24年4月1日	(昭和52年12月27日)
五所川原市	平成24年4月1日	(昭和52年12月27日)
十和田市	平成24年4月1日	(昭和52年12月27日)
三沢市	平成24年4月2日	(昭和52年12月27日)
むつ市	平成24年4月1日	(昭和52年12月27日)

表66 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況

(令和2年3月31日現在)

市名	区分	特定施設				特定建設作業	
		騒音規制法		振動規制法		騒音規制法	振動規制法
		特定施設数	特定工場数	特定施設数	特定工場数		
青森市	1,042	246	312	126	17	11	
弘前市	731	144	421	83	6	4	
八戸市	1062	192	451	111	25	16	
黒石市	91	39	87	38	3	3	
五所川原市	63	24	5	4	0	0	
十和田市	145	53	56	21	6	5	
三沢市	117	25	57	15	2	1	
むつ市	137	32	53	20	0	0	
合計	3,388	755	1,442	418	59	40	

表 67 県公害防止条例に基づく届出状況

(令和2年3月31日現在)

区分 市名	騒音関係施設		特定作業	振動関係施設	
	施設数	工場数		施設数	工場数
青森市	437	221	42	695	124
弘前市	236	96	1	284	48
八戸市	447	187	45	632	113
黒石市	22	6	25	23	5
五所川原市	74	37	0	48	5
十和田市	64	29	27	38	11
三沢市	66	31	22	37	12
むつ市	87	66	5	33	14
合計	1,433	673	167	1,790	332

資料：県環境保全課

表68 騒音に係る規制基準

(1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和47年青森県告示第169号)

(平成18年10月1日青森市告示第164号、平成24年4月1日弘前市告示第118号、平成27年6月1日八戸市告示第187号、平成24年4月1日黒石市告示第67号、平成24年4月1日五所川原市告示第30号、平成24年4月1日十和田市告示第151号、平成24年4月2日三沢市告示第28号、平成24年4月1日むつ市告示第46号)

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分			備 考
	昼間	朝夕	夜間	
第1種区域	50	45	45	朝：午前6時から午前8時まで
第2種区域	55	50	45	昼間：午前8時から午後7時まで
第3種区域	65	60	50	夕：午後7時から午後9時まで
第4種区域	70	65	55	夜間：午後9時から翌日午前6時まで

※ただし、第2種、第3種及び第4種区域内に所在する学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では表の値から5デシベル減じた値。

- (注) 第1種区域：指定区域のうち、低層住居専用地域である。
 第2種区域：指定区域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。
 第3種区域：指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域である。
 第4種区域：指定区域のうち、工業地域である。

(2) 特定建設作業騒音に係る基準(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)

地域の区分	規制種別	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1号区域		85	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2号区域			午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

- (注) 1号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域
 イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
 ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
 ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。
 ニ 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。
 2号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

(3) 自動車騒音の要請限度(平成12年環境省令第15号)

(単位: デシベル)

区域の区分	時間の区分		備 考
	昼間	夜間	
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55	昼間: 午前6時から 午後10時まで
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65	
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70	夜間: 午後10時から 翌日午前6時まで

※上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(注) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。

- 1 a区域: 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域: 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表69 振動に係る規制基準

(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和52年青森県告示第897号)

(平成18年10月1日青森市告示第165号、平成24年4月1日弘前市告示第119号、平成27年6月1日八戸市告示第188号、平成24年4月1日黒石市告示第69号、平成24年4月1日五所川原市告示第31号、平成24年4月1日十和田市告示第153号、平成24年4月2日三沢市告示第29号、平成24年4月1日むつ市告示第47号)

(単位: デシベル)

区域の区分	時間の区分		備 考
	昼間	夜間	
第1種区域	60	55	昼間: 午前8時から午後7時まで 夜間: 午後7時から翌日午前8時まで
第2種区域	65	60	

※ただし、学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では、表の値から5デシベル減じた値。

(注) 第1種区域: 指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第2種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

(2) 特定建設作業振動に係る基準(昭和51年総理府令第58号)

地域の区分	規制種別	基準値	作業時刻	1日あたり	作業期間	作業日
1号区域	75	75	午後7時から翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を 超えないこと	日曜日その他の 休日でないこと
2号区域			午後10時から翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を超えないこと		

(注) 1号区域: 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

2号区域: 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

(3) 道路交通振動の要請限度(昭和51年総理府令第58号)

(単位: デシベル)

区域の区分	時間の区分		備 考
	昼間	夜間	
第1種区域	65	60	昼間及び夜間とは、それぞれ以下の時間の範囲内において、都道府県知事又は市長が定めた時間をいう。 昼間: 午前5時、6時、7時又は8時から 午後7時、8時、9時又は10時まで 夜間: 午後7時、8時、9時又は10時から 翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで
第2種区域	70	65	

(注) 第1種区域及び第2種区域と、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

2 第2種区域 住居の用に合わせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

表 70 一般的な騒音の例

dB (デシベル)	状 態
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛
100	電車が通る時のガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内、せみの声
70	電話のベル、鈴虫の音色、騒々しい事務所
60	静かな車内、普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

資料：表 70～表 72 県環境保全課

表 71 振動の影響例

気象庁震 度階級	振動レベル dB(デシベル)	状 態
4	85～95	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
3	75～85	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。棚にある食器類が音を立てることがある。電線が少し揺れる。
2	65～75	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。
1	55～65	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
0	55以下	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。

表 72 三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表

(決算額、単位：百万円)

事 業	年 度				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
騒音防止事業					
(学校・病院等の騒音)	187	852	116	105	304
(住宅防音)	1,231	1,051	1,039	2,168	2,215
(防音関連維持費)	14	14	12	10	8
民生安定助成事業					
(学習用供用施設等の防音助成)	5	52	54	215	0
(放送受信障害)	52	55	57	42	31
移転措置事業	1,687	820	1,010	1,136	1,158
緑地整備事業	11	18	18	20	20
計	3,187	2,862	2,306	3,696	3,736

9 地盤・土壤環境

表 73 土壤の汚染に係る環境基準

No.	項 目	環 境 基 準
1	カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
2	全シアン	検液中に検出されないこと。
3	有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
4	鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
5	六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
6	砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg以下であること。
7	総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
9	PCB	検液中に検出されないこと。
10	銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
11	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
12	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
13	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
14	1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
15	1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
16	1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
19	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
20	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
21	1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
22	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
23	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
24	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
25	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
26	セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
27	ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
28	ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
29	1, 4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

平成3年8月23日環境庁告示第46号
最終改正平成31年環境省告示第48号

表 74 土壌汚染に係る特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質	指定基準	
	土壌含有量基準	土壌溶出量基準
クロロエチレン		0.002 mg/L以下
四塩化炭素		0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン		0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン		0.1 mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン		0.002 mg/L以下
ジクロロメタン		0.02 mg/L以下
テトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン		0.03 mg/L以下
ベンゼン		0.01 mg/L以下
カドミウム及びその化合物	150 mg/kg以下	0.01 mg/L以下
六価クロム化合物	250 mg/kg以下	0.05 mg/L以下
シアン化合物	50 mg/kg以下	シアンが検出されないこと
水銀及びその化合物	15 mg/kg以下	0.0005 mg/L以下
うちアルキル水銀		検出されないこと
セレン及びその化合物	150 mg/kg以下	0.01 mg/L以下
鉛及びその化合物	150 mg/kg以下	0.01 mg/L以下
砒素及びその化合物	150 mg/kg以下	0.01 mg/L以下
ふっ素及びその化合物	4,000 mg/kg以下	0.8 mg/L以下
ほう素及びその化合物	4,000 mg/kg以下	1 mg/L以下
シマジン		0.003 mg/L以下
チウラム		0.006 mg/L以下
チオベンカルブ		0.02 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと
有機りん化合物		検出されないこと

表 75 青森地区の水準点の水準測量結果（沈下量上位 10 位）

順位	平成25年5月～平成28年5月			順位	平成28年5月～令和元年5月		
	水準点番号	所在地	沈下量 (cm)		水準点番号	所在地	沈下量 (cm)
1	87B	第二間屋町三丁目	-1.11	1	43C	港町二丁目	-1.92
2	41C	港町二丁目	-0.96	2	41C	港町二丁目	-1.82
3	39B	港町二丁目	-0.90	3	88B	青柳一丁目	-1.80
4	40B	港町二丁目	-0.83	4	40B	港町二丁目	-1.79
5	37A	合浦二丁目	-0.80	4	44B	大野一丁目	-1.79
6	68A	桂木四丁目	-0.70	6	156A	緑二丁目	-1.60
7	48C	油川字浪返	-0.65	7	39B	港町二丁目	-1.50
8	88B	青柳一丁目	-0.60	8	71C	間屋町二丁目	-1.46
9	122A	堤町一丁目	-0.60	9	87B	第二間屋町三丁目	-1.45
10	114A	港町二丁目	-0.58	10	119A	青柳二丁目	-1.40
				10	122A	堤町二丁目	-1.40

資料：青森市

表 76 八戸地区の水準点の水準測量結果（沈下量上位 10 位）

順位	平成 23 年 1 月～平成 26 年 1 月			順位	平成 26 年 1 月～平成 29 年 1 月		
	水準点番号	所在地	沈下量 (cm)		水準点番号	所在地	沈下量 (cm)
1	48	根城三丁目（すき家前交差点）	-1.11	1	39	尻内町（青森県八戸合同庁舎）	-1.22
2	49	根城一丁目（桜木町町内宅地）	-0.91	2	49	根城一丁目（根城一丁目宅地）	-1.15
3	39	尻内町（青森県八戸合同庁舎）	-0.77	3	33	市川町（轟木小学校）	-1.13
4	45	吹上三丁目（東日本高速道路（株）職員住宅）	-0.74	4	8	柏崎二丁目（旧柏崎小学校）	-1.05
5	44	田向（千葉幼稚園入口）	-0.65	5	45	吹上三丁目（東日本高速道路（株）職員住宅）	-0.92
6	8	柏崎二丁目（旧柏崎小学校）	-0.59	6	47	吹上三丁目（月丘町内宅地）	-0.82
7	53	尻内町（青森県八戸合同庁舎）	-0.55	7	38	長苗代（三八五オートスクール）	-0.76
8	33	市川町（轟木小学校）	-0.48	8	53	尻内町（青森県八戸合同庁舎）	-0.75
9	38	長苗代（三八五オートスクール）	-0.47	9	31	卸センター一丁目（八戸総合卸センター会館）	-0.72
10	52	長苗代（三八五オートスクール）	-0.43	10	32	市川町（市川小学校）	-0.63

資料：八戸市